

平成17年度出資団体等経営改善専門委員会の意見に係る対応方針

	ページ
1 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 財団法人茨城県建設技術公社・・・・・・・・・・・・・・・・	4

法人名	社会福祉法人茨城県社会福祉事業団
所管課	保健福祉部厚生総務課

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
<p>事業団のあり方等 (県費負担等のあり方)</p> <p>現在、県は、厳しい財政状況の中で、事業団に対し「県立あすなろの郷」の運営委託費として、一般財源から超過負担(約12億円)及び政策的経費負担(約6億円)等として約18億円の財政支援を行っているが、県内には、施設への入所を希望する待機者が500人程度おり、また施設入所者の地域生活移行が課題となっていることから、高コストの運営体質である事業団に対するこれら財政支援額を見直し、その削減額と民間活力を効果的に活用することによって、施設入所者の地域生活移行の推進や、入所待機者の減少に寄与する方策を考えるべきである。</p> <p>つまり、現在の入所者ばかりではなく入所待機者等を含めたより多くの障害者に、広く平等にサービスを提供する必要があることを考慮した場合、県は県立施設のみならず超過負担による財政支援を行うのではなく、民間などが設置した施設の活用等も含めて限られた予算の有効活用策を検討する必要がある。施設の利用者の視点に立った公平な予算配分や施設サービスの向上を図るためにも、現在県が実施している事業団に対する超過負担による財政支援については、削減すべきと考える。</p> <hr/> <p>また、現在の施設規模、役割などを維持することを前提に、今後も県が負担している政策的経費の約6億円についても、「県立あすなろの郷」の施設規模等の見直し、公設施設の役割分担等に合わせて、将来的には、他の政策的な福祉事業などに効果的に振り向ける方向で検討すべきである。</p> <hr/> <p>なお、平成22年度までに超過負担を削減するとした、事業団の「県立あすなろの郷経営改革試算表(超過負担金の削減計画)」については、県民や民間企業の視点に立てば、改革のスピードが必ずしも十分なものとは言えないことから、県と十分に協議・調整のうえ、目標達成時期の前倒しを図るべきである。</p>	<p>事業団のあり方等 (県費負担等のあり方)</p> <p>障害者自立支援法に基づき、平成18年度に策定する「県障害福祉計画」において、今後の障害福祉サービス基盤の整備方策を検討し、新たな事業体系により障害者福祉サービス基盤の拡充に努める。</p> <p>また、「県障害福祉計画」の検討と併せて、「県立あすなろの郷」の役割や規模について、具体的な見直しを行う。</p> <p>社会福祉事業団では、指定管理者制度の導入を契機に、平成18年度から5年間で給与制度の見直しなどの経営改革に取り組むこととしており、県としても、適切な指導等を行うことにより、あすなろの郷の運営に対する約18億円の財政支援については、地域生活支援センターや重症心身障害児施設の運営費など、県が負担すべき政策的経費を除き、5年後の23年度までに、段階的に削減する。</p> <hr/> <p>社会福祉事業団では、平成18年度から平成20年度までの3年間の経営改革の強化期間として位置付けており、利用者への処遇が低下しないよう配慮しながら、前倒して改革が実現できるよう指導する。</p>
<p>(事業団運営の効率化等)</p> <p>事業団が、現在県から受託している管理業務のうち、今回公募により指定管理者となった「県立児童センターこどもの城」及び「県総合福祉会館」については、今後とも、民間事業者との厳しい競争にさらされることから、一層の経営の効率化を進めるとともに、サービスの向上に努める必要がある。</p> <p>また、事業団は、民間の社会福祉法人と同等の自主独立の運営形態を目指さなければならない。このため、事業団が有する人的資源を効率的、効果的に活用し、将来的には、選択と集中といった経営戦略的な視点から、既存事業のスリム化など効率的な運営に積極的に取り組んでいく必要がある。</p> <hr/> <p>さらに、「県立あすなろの郷」の管理機能は、その大部分を県に依存しており、その結果、本部事務局の運営費として多額の県補助金があてられている。事業団の運営は自立的になされなければならないことから、事業団としての管理機能の強化を</p>	<p>(事業団運営の効率化等)</p> <p>「こどもの城」及び「総合福祉会館」の経営の効率化や利用者へのサービス向上について、指定管理者である事業団を指導する。</p> <p>事業団運営の効率化については、組織のスリム化等の観点から「あすなろの郷」事業に特化することなどを検討し、経営状況や職員数の推移等も踏まえ、速やかに取り組むよう指導する。</p> <hr/> <p>本部事務局については、平成19年度から「あすなろの郷」へ移転させ、運営費に対する補助金を削減する。</p>

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
<p>図るべきである。したがって、効率的な運営体制への転換や、事務局経費の節減を図ることなどを目的に、現在、県総合福祉会館に置いている本部事務局の「県立あすなろの郷」への移転についても検討すべきである。</p> <p>併せて、県は、事業団に対する本部事務局の運営費に対する補助金の削減を図るべきである。</p>	
<p>（指定管理者の指定に向けた対応） 事業団は、平成21年度に予定されている「県立あすなろの郷」の指定管理者の公募に向け、給与・退職金制度の抜本的見直しによる総人件費の削減、アンバランスな職員構成の是正、外部委託・購買等全般的な業務見直しによる更なるコスト削減等に早急に取り組むべきである。</p>	<p>（指定管理者の指定に向けた対応） 人件費の削減については、平成18年度から、給与月額、期末勤勉手当の引き下げや知的障害者施設業務手当の段階的な廃止などを実施するよう指導する。</p> <p>アンバランスな職員構成の是正については、勸奨退職制度を活用するとともに、早期退職しても能力を生かし嘱託職員として働くことのできる、継続雇用制度の導入等により、職員構成の平準化を図り、コスト削減に努めるよう指導する。</p> <p>業務の見直しについては、外部業務委託方式の活用や入札制度の改正などに加え、様々な角度から見直しを行うよう指導する。</p>
<p>特に、事業団が平成18年度から取り組もうとしている人件費削減については、平均削減率を14%としているが、実際には、20%以上の平均削減率で見直しを進めている近県の社会福祉事業団も数団体見られることから、事業団としても、より一層効率的な運営体制の構築に向け、職員定数の見直しとともに、平均削減率の上積みについて検討すべきである。</p> <p>また、退職金制度については、46通知の変更を受け、事業団が民間の社会福祉法人と同等の運営を求められるようになったことから、これまでの優遇された制度自体を抜本的に見直し、退職金の減額を図っていくとともに、現在県が超過負担している退職金所要額不足に対する積み増し分についても、同様にその取り扱いを改めるべきである。</p>	<p>人件費については、近県の社会福祉事業団や類似の民間社会福祉法人の状況も勘案しながら、退職金も含めて適正な水準となるよう指導する。</p> <p>職員定数については、国の定めたガイドラインを基本に、適正な定数となるよう、今後見直しを指導する。</p>
<p>（事業団への施設譲渡に向けた対応） 事業団は、強度行動障害者・最重度障害者処遇などの入所施設に対する運営ノウハウを有するものと認められるが、民間に比較すると極めて高いコストによって実現されているものであること、運営コスト削減に対する取り組み姿勢が十分でないこと、ノーマライゼーションの普及に伴って施設の縮小・分散化が図られていく傾向にあること、民間の運営能力が高まっていること等を勘案すると、「県立あすなろの郷」の事業団への譲渡という対応策について検討する前提条件は、現状において揃っていないと判断される。県においては、事業団がこのような前提条件をクリアしない限り、事業団への安易な施設譲渡を行うべきではないと考える。</p>	<p>（事業団への施設譲渡に向けた対応） 社会福祉事業団への施設譲渡については、事業団の高コスト体質の改革実現や施設の老朽化への対応など様々な課題があることから、経営改革の進捗状況等を勘案しながら、3年後の指定管理者の更新時期を目途に、その対応について検討する。</p>

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
<p>(県における知的障害者福祉行政とあすなろの郷の役割等)</p> <p>県における知的障害者福祉行政が、公的施設の位置づけ、そして事業団のあり方等の見直しと密接に関連することから、当委員会では、今後の障害福祉計画の策定や、「県立あすなろの郷」の役割等の検討などに際して、次のような諸点があることを付言しておくこととする。</p> <p>(1) 公的施設の担うべき役割の観点からは、適切な施設規模への見直しを前提として、民間施設で処遇することが困難な強度行動障害者・最重度障害者の受け入れに特化するか否かについて考えること。</p> <p>(2) 施設の規模の観点からは、「県立あすなろの郷」は、入所定員が590人の大規模施設であるために支援費等について低い単価が適用されることから、経営的にも効率的な規模であるとは言い難い。したがって、「県立あすなろの郷」の施設規模については、基本的に縮小の方向で見直しを図るか否かについて考えること。</p> <p>(3) ノーマライゼーションの実践の観点からは、今後、保護者の理解とともに、入所者の地域生活移行に積極的に取り組んでいくことがより求められてくるものとする。したがって、地域民間施設での受け入れや、NPO法人・ボランティア団体等との協力体制の確立等を前提にして考えること。</p>	<p>(県における知的障害者福祉行政とあすなろの郷の役割等)</p> <p>平成18年4月から障害者自立支援法が施行することに伴い、現在の入所施設の役割が大きく変わることから、平成18年度に策定する「県障害福祉計画」の検討と併せて、現在、民間施設で処遇困難な障害者の受入れ等の県立施設として担っている役割について見直しを行うほか、あすなろの郷の適正な施設規模について検討する。</p> <p>県立あすなろの郷では、平成16年度に「地域生活移行推進計画」を策定し、入所者の地域生活移行について計画的な取り組みを行っているところであり、現在約40名が施設を退所して地域で生活している。今まで培ったノウハウを生かし、より一層地域との連携を深め、ノーマライゼーションの実現に取り組むよう指導する。</p>
<p>(事業団のあり方検討組織の設置)</p> <p>事業団を取り巻く社会福祉事業の環境は大きく変化しており、特に平成14年8月に事業団の運営基準等が大きく見直された結果、従前のままで事業団による「県立あすなろの郷」の運営を継続させることを看過することは、県民福祉の向上や県財政の改革のためにも許されるものではない。</p> <p>このため、事業団及び県は、知的障害者福祉行政の推進において、限られた県予算をいかに効果的に活用できるか、事業団のあり方について、外部有識者も含めた第三者による専門委員会を設置するなど、早急に検討を行うべきである。</p> <p>なお、検討にあたっては、県民の視点や、利用者本位のサービスの維持向上を基本とするとともに、当委員会の提言についても十分留意すべきである。</p>	<p>(事業団のあり方検討組織の設置)</p> <p>事業団のあり方、特に県立施設としてのおあすなろの郷の役割や規模については、経営改革の動向等を踏まえ、障害者自立支援法に基づき平成18年度に策定する「県障害福祉計画」の検討と併せて、研究会を設置するなどして具体的な見直しを行う。</p>

法人名	財団法人茨城県建設技術公社
所管課	土木部検査指導課

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
<p>県の発注方法等のあり方 (随意契約による発注方法の見直し) 公社が公益法人として相応しくない多額の利益を計上している最大の要因は、受託業務に係る随意契約方式の採用にある。県は、その方式を採用している理由として、公社の行う業務は、県や市町村が発注する公共事業に係る積算業務や工事施工管理業務など守秘性・公平性が求められる業務、災害復旧に関する調査・測量・積算などの諸業務、緊急性がある業務等の民間に委託することがなじまない業務であるためとしている。</p> <p>公社が受託する全ての業務は、このような随意契約方式によって行われており、その結果、公社は多額の利益を計上し、かつ、多額の納税をしている。県は、その業務の平準化の観点から所管課の定員増で対応するのではなく、公社へ業務委託を行っているとしているが、現状の公社の享受している利益水準から判断すると、県が必要最低限の人員配置を行い、また、守秘性・公平性の観点から民間に委託しても支障のない業務を第三者へ委託したほうが、より効率的な予算執行が可能な状況にあると言える。</p> <p>また、公社は、県・市町村から受託している業務の約33.6%を第三者に再委託(外注)している。このことは、民間になじまない業務を担うという公社の役割・性格等を勘案して採用している随意契約方式の本来の趣旨に反するものであり、再委託(外注)は限定的な範囲でなければならない。</p> <p>さらに、偕楽園公園センターの本園維持管理業務・園内巡視点検業務・梅と緑の相談所運営業務などを受注しているが、このような業務が随意契約で公社に発注しなければならない業務であるのか検討すべきである。</p> <p>このように、随意契約による発注方法には種々の問題点等があることから、県は、「県(市町村)の予算執行が効率的に運用されているか」、「県が直接民間企業に委託できないのか」、「民間企業等の活用ができないか」などの視点から、委託する業務範囲を見直すなど、随意契約の要件をより厳密に適用すべきである。</p>	<p>県の発注方法等のあり方 (随意契約による発注方法の見直し) 県から技術公社へ委託する業務については、厳密に委託要件を吟味し、緊急性、守秘性、公平性が高い業務等に限定し、測量及び設計業務など民間ができるものは民間へ委託する。</p> <p>県では行財政改革の中で職員の削減とアウトソーシングを推進しているため、現定数の枠内で適正な予算執行に努めている。</p> <p>そのため、公社への委託については、県土木部において、さらに綿密な執行計画を策定し、可能な限り業務の平準化を進めるとともに、厳密な委託要件を適用することにより、必要最小限とする。</p> <p>公社が受託する業務のうち、第三者に再委託しなければならない業務については、あらかじめその必要性をチェックするなど、再委託を限定するように指導を行う。</p> <p>なお、市町村から受託する業務については、今後、公社の役割として、市町村の技術者育成などを積極的に行うよう指導し、市町村の発注体制の強化を支援することにより受託業務が限定的になるように努める。</p> <p>偕楽園公園センター(県偕楽園事務所)が発注している業務のうち、園内巡視点検業務については民間への委託について検討する。</p>
<p>さらに、良質な社会資本整備のため公共工事の品質の確保を目的に平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に係る政府の基本方針(「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」平成17年8月26日閣議決定)において、「発注関係事務を行うことができる者の選定に当たっては、民間企業等についても選定の対象とすることができるよう必要な環境整備に努めるものとする。」とし、今後は発注事務を担う者として民間企業等を活用する方針が示されていることから、県は随意契約方式により公社への発注を継続するのみではなく、広く民間企業等の活用を考えるべきである。</p>	<p>左記の基本方針の内容は、主に発注体制が脆弱な市町村について、発注関係事務(技術提案の審査、積算、監督・検査等)を適切に実施するため、国、県が協力及び支援を行うこと、また、市町村が発注関係事務を委託する場合は、当面、公益法人等を活用しつつ、将来は民間企業等も活用できるように努めることを旨としている。</p> <p>このため県としては、専門的な知識又は技術を必要とする競争参加者の技術的能力の審査や総合評価方式による技術提案の評価等、中立、公正な立場で実施することを求められている発注関係事務の委託は、当面、公益法人が妥当と考えており、中長期的に基本方針に則り国の動向を踏まえながら、民間企業等も選定の対象となるように環境整備に努めることとする。</p>
<p>(業務委託料算出基準の見直し) 公社に利益をもたらしている一つの原因が、業務委託に係る委託料にあるとするならば、その委託料を引き下げることにより公社の収支の均衡を図ることが必要である。しかし、県は公社への業務委託に係る委託料の計算に当たっては、委託業務が国庫補助事業の場合には、国の制定している基準によることとされていることから、県独自の基準を制定して公社への委託料を減額する見直しは困難であるとしている。</p> <p>しかし、行政コストを削減し、県民(引いては国民)負担を軽減させることは、行政として当然の責務であり、公社への委託料の積算基準の内容が業務実態をより</p>	<p>(業務委託料算出基準の見直し) 県が公社へ委託する業務のうち積算業務については、国の建設コンサルタント業務の積算基準を準用し、さらにその内訳の標準歩掛については、県独自に定めたものを利用している。</p> <p>今後、標準歩掛については、作業実態を反映した適切な歩掛になるよう早急に見直しを行う。</p>

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
<p>反映させたものに近づけるために、随意契約の対価引き下げにつながる基準の見直しに積極的に取り組むべきである。</p>	
<p>（県の指導監督の強化） 公社の主要な役員ポストに元県職員が就任し、また、県からの業務委託の契約が民間企業との競争原理の働かない随意契約により行われ、かつ、公社が多額の利益を計上している現状は、県民の視点から見て非常に透明性に欠けたものとなっている。 県は公社に対する出資比率が13.5%と低いことをもって、公社に対する指導・監督に制約があるとしているが、このような県の人的・財政的関与を考慮すると、県は十分に指導力を発揮できる立場にあると考えられることから、公社の運営について、公益法人として相応しいものとなるよう指導・監督を強化すべきである。</p>	<p>（県の指導監督の強化） 公社は、県が設立許可した財団法人であり、県は指導・監督をする立場にあることから、県の「出資法人等指導監督基準」による実地検査に加え、県土木部幹部職員で構成する公社経営懇談会などを通じて、公社運営に関する指導・監督を強化する。 特に、内部留保の水準については、国の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」で定めるとおり、事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度となるよう指導・監督を行う。</p>
<p>公社が取り組むべき事項 （民間企業と競合する測量設計業務の削減） 測量設計業務の受注については、民間と競合する事業であるとして、平成13年度に設置された県議会「県出資団体等調査特別委員会」の提言を受け、受託縮減に取り組んできたところであるが、さらなる見直しを進め、他の業務も含め民間で可能な業務については民間に委ね、公社はそのような業務から早期に撤退すべきである。</p>	<p>公社が取り組むべき事項 （民間企業と競合する測量設計業務の削減） 緊急を要する災害復旧関係業務、及び技術者が不足している市町村等から受託する業務で計画、設計積算、施工管理等一連の業務を除いて、民間企業と競合する業務はさらなる削減に努めるよう指導する。</p>
<p>（公益事業の明確化と経費削減） 公社の実施する公益事業について、平成14年度は約39,873千円、平成15年度は約39,600千円、平成16年度には海外研修は廃止したものの約29,526千円もの事業費を計上している。研修会の実施回数や参加者数、海外研修への市町村参加者数、助言及び相談等の実施状況等を考慮すると、このような多額の事業費を要するものか疑問である。 また、公社は、平成10年度に土地取得費を含め、約680,686千円で、水戸市内に建物（現在は「公社別館」と称している。）を、公益事業の充実などを目的に建設・所有しているが、その有効活用が図られているのかも疑問である。 公益事業については、真に公益に資するものであることが必要であり、事業の必要性や費用対効果などについて十分検討し、効率的かつ効果的に実施するべきである。また事業実施に当たっては、徹底して無駄な経費の削減に努めなければならない。</p>	<p>（公益事業の明確化と経費削減） 研修事業については、事業内容を大幅に見直し、県及び市町村職員を対象とした専門分野ごとの技術研修などの充実を図る。また、建設CALS/ECの普及を図るため、建設IT研修を追加するなど適時適切に実施するよう指導する。 なお、公社別館については、財団法人茨城県建築住宅センターに1階部分を賃貸しているが、平成17年度末で退去することから、これに合わせてIT関係業務を実習することもできる研修室及び資料室等を整備し、研修事業に役立てるなど現有資産の有効活用を図る予定である。</p>
<p>（内部留保金の社会還元） 公社の保有している内部留保金は、県や市町村からの随意契約に起因する業務委託から主に形成されたものであることから、従来の研修内容を見直し、県・市町村のニーズに対応した真に有効性ある研修会の開催や、県が普及拡大を図ろうとしている「電子入札システム」への協力などの公益事業の拡充で社会還元を図るとともに、なお過大な内部留保金については、県と協議し、県への寄付を含め、有効な用途を検討すべきである。</p>	<p>（内部留保金の社会還元） 内部留保金の用途については、意見のとおり公益事業を通じて還元を図るなど、有効な用途を検討するよう指導する。 なお、平成18年度から県及び三市町村で電子入札システムの共同利用が開始されるが、公社はそのサービス提供を担う団体として位置づけられていることから、参加市町村の普及拡大を図り、その中で市町村に対する経費負担の軽減や、操作研修等を開催する予定である。</p>
<p>（職員構成等のアンバランスの解消等） 公社の職員構成をみると、公社採用職員の高齢化（50代の職員が全体の約45.5%）が進み、アンバランスな状況となっている。今後、公共事業の減少傾向が進む中で、公社の業務量も減少してくることが予想されることから、業務量に</p>	<p>（職員構成等のアンバランスの解消等） 職員構成等のアンバランスについては、退職勧奨制度の積極的な活用及び必要最小限の退職者補充により、業務量に見合った人員配置や職員構成となるよう組織体制の見直しを進めるよう指導する。</p>

出資団体等経営改善専門委員会の意見	対 応 方 針
<p>見合った人員配置や職員構成となるよう、計画的に公社の組織体制の見直しを進めるべきである。</p> <p>また、将来の問題として、職員の年齢構成のアンバランスにより短期間に退職職員数が増加することに伴って、公社採用職員に対する退職金の支払原資が不足することが予想されている。公社は、県とは別個の独立した事業主体であり、その運営は県に依存することなく、自助努力でなされなければならないことを自覚し、公社自らが退職金規程の見直し等を速やかに実施し、対応すべきである。</p>	<p>将来の退職金の支払原資については、平成7年度から計画的に積立を行ってきたが、いまだ十分な額とはいえない。そのため徹底して経費の節減を図りながら、引き続き原資の確保に努めるよう指導する。</p>
<p>(公社運営の自主独立化) 公社が、役員に元県職員を受け入れ、さらに、県から競争原理の働かない随意契約により業務を受託し、多額の収益を計上していることは、県と公社が一体であるような運営がなされているとも考えられ、透明性を欠いていることから県民に誤解を与えかねない状況にある。 したがって、公社は、県とは別個の独立した事業主体であるとの認識及び実態を具備し、自立して業務の運営に当たるべきである。</p>	<p>(公社運営の自主独立化) 公社の担うべき役割は、市町村の発注支援や公共工事の積算業務の受託など、民間になじまない業務であることをより明確にしていくよう指導する。 また、今後公社職員の一層のスキルアップを図ることなどにより、自己責任による公社運営に努めるよう指導するとともに、職員派遣など県の人的関与についても必要最小限としていく。</p>
<p>公社のあるべき姿</p> <p>守秘性・公平性が求められる民間になじまない業務についての担い手として、公社の行政補完的な役割は今後も認められるものである。 ただし、競争原理の働かない随意契約により多額の利益を上げ、必要以上の内部留保金を抱え、また、無駄な経費支出を行うなどの公益法人としての相応しくない現在の運営状況については、速やかに改善することが必要である。 また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に係る、民間企業等の活用の方針が出されたことから、公社の役割の見直しは必至であり、その存在意義は薄まってくると考えられる。このような社会経済情勢の変化に対応するため、公社のあるべき姿・役割を見据え、その方向性を検討することも必要である。</p> <p>以上の観点から、当委員会としては、公社の担うべき業務・公社に期待される業務は、公共工事に係る積算業務等、守秘性・公平性の求められる業務であり、公社は、係る業務に特化すべきであると考えます。 公社が、今後も民間と競合する業務についての受注を目指す場合には、営利法人化を検討すべきであり、その場合には、公社が県の行政補完的業務を担う団体ではなくなることは当然のことである。</p> <p>また、現在の随意契約による多額の利益計上・多額の納税は、極めて異常な状況であり、速やかな是正がなされるべきものである。そして、今後は公共事業について随意契約により受託する業務がある場合でも、これまでのような多額の利益の計上は困難になること、職員構成のアンバランスの是正への対応から、将来的に公社はあるべき適正規模に向けて集約（均衡・縮小等）を図るべきである。 そして、公社が有する各種ノウハウを持って、県・市町村のニーズに沿った適切な公益事業を遂行し、また、電子入札システムの担い手の一人として貢献すべきである。</p>	<p>公社のあるべき姿</p> <p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月1日に施行され、発注者においては、技術提案の審査、積算、監督・検査等の発注関係事務を適切に実施することが責務とされた。 しかしながら、技術者が不足する市町村においては、その責務を果たすことが困難と考えられることから、同法の基本方針において発注事務を支援する者として当面公益法人を活用することとされている。 これを受けて公社が当面の間、その役割を担うべきであると同時に、技術者育成のため市町村への側面的支援を積極的に進める必要がある。</p> <p>県としては、今回の出資団体等経営改善専門委員会の提言を踏まえ、公共事業を取り巻く環境を含めた、公益法人として公社のあるべき姿・役割を随時見直していく。 その見直しを進めるなかで、業務内容等に見合った適正かつ効率的な組織体制となるよう指導していく。</p>